

松浦市監査委員公表第6号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年9月29日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

措置状況(令和4年度後期分)

教育総務課・学校教育課

指摘事項等	講じた措置
<p>(4) 修繕・委託料・使用料及び賃借料の随意契約に関すること</p> <p>【検討事項】</p> <p>ア 一部の小中学校の浄化槽保守点検業務委託における1者随意契約の根拠としている決裁文書が平成17年度のものであり、正当な根拠とは言えないと思われるため、契約手続きについて検討されたい。</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、令和5年度の契約手続きから1者随契は廃止し、すべての小中学校について業者(6者)を選定し見積を徴しました。</p>
<p>個別事項(2)学校における理科薬品の保管状況</p> <p>【指摘事項】</p> <p>理科で使用する薬品について、毒物・劇物が他の薬品と区別されずに保管されている学校があった。また、前回の定期監査において、長年使用されておらず、使用見込みのない不用薬品の処分について対応するように指摘し、予算確保に向け努力されていたが、予算確保に至らず、改善されていなかった。引き続き改善に取り組まされたい。</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、校長研修会を通じて市内小・中学校へ通知に基づき、校長へ指導を行いました。また、令和5年7月18日(火)に学校薬剤師による担当者研修会を開催しております。</p> <p>不用薬品の処分については、安全上の観点から市内小・中学校の要望が以前から多くあっております。今後も予算確保に努めてまいります。</p>